

## 総務省における太陽光発電の導入に関する整備計画

令和 6 年 3 月 28 日  
令和 7 年 5 月 27 日改訂  
令和 8 年 4 月 3 日改訂  
総 務 省

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府施設における太陽光発電の率先導入について」（令和 8 年 3 月 30 日公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、総務省における太陽光発電の導入に関する整備計画を定める。

### 1. 太陽光発電の導入目標

#### (1) 設置可能な建築物及び敷地（ポテンシャル）の考え方について

太陽光発電の設置可能性については、環境省がとりまとめた地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく政府実行計画に関する実施状況調査（以下「FU 調査」という。）において、簡易判定基準（参考）を定めている。本基準も踏まえ、「設置可能な建築物（敷地を含む。）」については、次のとおり整理する。

建築物：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）に規定する全ての建築物ごとに各判定項目を確認し、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）又は B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な建築物とする。

敷地：建築物に付随する敷地について、簡易判定基準で A 判定（設置可能性が高い）又は B 判定（設置可能性は高いが、懸念事項あり）となったものを設置可能な敷地とする。

また、簡易判定基準で、C+判定（その他の要因がある）又は C-判定（技術的要因がある）の建築物及び敷地についても、既に太陽光発電が設置されている場合又は追加で設置される場合がある（※）。こうした建築物又は敷地がある場合は、設置可能な建築物及び敷地に含めるものとする。

※例えば、簡易判定基準では調整時点での空きスペースで判定するため、調査時点で太陽光発電設備を導入済で空きスペースがない場合は C-判定となる。

上記の考え方に基づく、総務省における太陽光発電の設置が可能な建築物及び敷地の件数とその設置可能容量は次のとおり。

表 1. 総務省における設置可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量（2023 年度 FU 調査）

判定	件数[件]			設置可能容量[kW]		
	建築物	敷地	合計	建築物	敷地	合計
A	0	0	0	0	0	0
B	1	0	1	12.2	0	12.2
C+, C-	4	0	4	91.0	0	91.0
計	5	0	5	103.2	0	103.2

※C+, C-判定については太陽光発電が設置済。

また、総務省における本省、外局等及び地方支分部局の太陽光発電の設置が可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量は次のとおり。

表 2. 総務省における本省、外局等及び地方支分部局の設置可能な建築物及び敷地の件数と設置可能容量（2023 年度 FU 調査）

	件数[件]				設置可能容量[kW]			
	A判定	B判定	C+, C-判定	合計	A判定	B判定	C+, C-判定	合計
中央合同庁舎第2号館	-	-	1	1	-	-	40.0	40.0
自治大学校（厚生寮）	-	-	1	1	-	-	25.0	25.0
自治大学校（管理棟）	-	-	1	1	-	-	15.0	15.0
自治大学校（講堂・体育館棟）	-	1	-	1	-	12.2	-	12.2
消防大学校消防研究センター	-	-	1	1	-	-	11.0	11.0
合計	-	1	4	5	-	12.2	91.0	103.2

※C+, C-判定である中央合同庁舎2号館、自治大学校（うち厚生寮、管理棟）及び消防大学校消防研究センターについては太陽光発電が設置済。

簡易判定基準で A 判定又は B 判定となった場合でも、現場の状況によって太陽光発電の導入が困難であるなど、実際の設置可能性が異なる場合が考えられることから、今後、より詳細な調査を継続的に行い、設置可能な建築物及び敷地は必要に応じ適切に見直すこととする。

## (2) 件数ベースでの導入目標について

政府実行計画における目標は、「2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50% 以上に太陽光発電設備を設置する」こととされており、総務省は、既に当該目標を達しているが、更なる設置率の向上を図ることとする。

本目標は、太陽光発電設備が設置された建築物及び敷地の件数をベースとするものとし、政府実行計画で太陽光発電の設置目標が定められた 2021 年度以前に導入された件数も含むものとする。

設置済の件数については、次のとおり計算するものとする。

建築物：導入時期及び設備容量によらず、建築物に太陽光発電が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

敷地：建築物 1 件ごとに対応させて敷地の件数を数えることが困難なため、同一住所で 1 件とする。導入時期及び設備容量によらず、敷地に太陽光発電が導入されていれば導入件数 1 件と数える。

総務省における件数ベースの導入目標は、A 判定及び B 判定のうち未設 1 件を新規に設置することとし、既設の 4 件を加えた 5 件とする。

表 3. 総務省における太陽光発電の件数ベースの導入目標（2023 年度 FU 調査）

A 判定の未設の件数	0 件
B 判定の未設の件数	1 件
新規導入目標の件数	1 件
2021 年度までの既設の件数	4 件
導入目標の件数	5 件

### (3) kW（設備容量）ベースでの導入目標について

総務省において設置可能な建築物及び敷地は1件であり、当該1件に導入することを目標とする。このため、総務省におけるkW（設備容量）ベースの導入目標は、新規に設置する分12.2kWに既設分91.0kWを加えた103.2kWとする。

表4. 総務省における太陽光発電のkW（設備容量）ベースの導入目標（2023年度FU調査）

判定	建築物	敷地	合計
A判定の未設の設備容量[kW]	0	0	0
B判定の未設の設備容量[kW]	12.2	0	12.2
新規導入目標の設備容量[kW]	12.2		12.2
2021年度までの既設の設備容量[kW]	91.0	0	91.0
導入目標の設備容量[kW]			103.2

## 2. 太陽光発電の導入実績と目標達成に向けた今後の導入量

総務省の2025年度までの太陽光発電の導入実績は次のとおり。

- ・2025年度までの件数ベースの導入実績：4件
- ・2022～2025年度に導入された設備容量：0kW

2030年度の目標達成に向けて、2026年度以降に導入が必要な太陽光発電の導入量は次のとおり。

- ・導入件数：1件（自治大学校（講堂・体育館棟））
- ・導入設備容量：12.2kW（自治大学校（講堂・体育館棟））

## 3. 導入に向けた取組

2030年度に向けた太陽光発電の計画的な導入にあたり、導入ポテンシャルの精緻化等に関する工程表を作成するとともに、導入場所の候補となる建築物及び敷地に関する詳細な調査・検討を行いつつ、その結果を踏まえて導入場所、導入時期及び導入量を定めた具体的な導入計画を作成する。

### (1) 工程表

2030年度に向けた導入ポテンシャルの精緻化等についてのタイムラインを示した工程表は（別紙1）のとおり。

### (2) 導入候補箇所の調査・検討

- 導入ポテンシャルがある建築物及び敷地について、設置可能容量及び設置可能性を考

慮し、基本的な優先順位の考え方は次のとおりとする。

- ① 判定基準の高い建築物及び敷地（A判定を優先）
  - ② 電力需要が大きい施設
- 候補となる建築物及び施設について、必要な情報収集及び調査・検討を順次実施することとし、検討の基本的な内容は次のとおり。
    - 候補となる建築物及び施設に関する各種書類（構造計算書、年間電力需要量データ（30分値）、単独線結線図等）の保有状況を確認する。（別紙2）
    - 設置する場所（屋根・敷地）の状態や屋根の耐荷重、防水工事時期等を確認し、発電設備導入による建築物及び敷地への影響を調査する。
    - 事業性の評価のため、発電した電気を利用する施設における電気料金明細書等を確認する。
    - 合同庁舎の場合、入居する省庁間での調整が必要となるため、連携して検討を行う。
  - 費用、マンパワー等に関する課題の解消や、導入スピードの加速化のため、PPA方式を活用する候補施設の選定や、事業化に向けた検討を環境省と連携して実施する。

### （3）具体的な太陽光発電の導入計画

- （1）（2）を踏まえた各年度の導入場所、導入時期及び導入量についての計画は、（別紙3）のとおり。
- 追加的に設置が可能な箇所があるか否かは、継続的に検討を行う。

### （4）その他

- ペロブスカイト太陽電池等の新技術については、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根、壁面等への導入が期待される。ペロブスカイト太陽電池の優位性が活かされる導入可能な屋根、壁面等の調査を行い、導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、実現可能であれば、導入計画を策定し、導入を進める。
- 導入に当たっては、リユース設備の調達及び廃棄時のリサイクル可能性を考慮する。導入した太陽光発電設備を廃棄する際には、リユースを検討した上で、リユースを行わない場合はリサイクルを行うこととし、リサイクル技術が確立していないものについては適正な処理を行う。

## 4. 整備計画の推進体制の整備と実施状況の点検

本計画の推進・点検は、関係課室の協力を得て、大臣官房会計課において行う。

## 5. 整備計画の見直し

本計画の1.で示したポテンシャル及び導入目標は、簡易判定基準に基づくものであり、詳細な調査、現場の状況の変化等により変わり得るものである。このため、毎年度のFU調査、公共部門等の脱炭素化に関する関係府省庁連絡会議における進捗状況の確認、3.(2)

の導入候補箇所の調査・検討の結果、4. の点検結果等を踏まえ、随時見直し、精緻化を行い、本計画に反映するものとする。

## ○設置可能な建築物の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該建築物の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
建築物の耐震対策	新耐震基準	A
	旧耐震基準（耐震対策実施済）	A
	旧耐震基準（耐震対策未実施）	C-
海岸からの距離	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
空きスペースに影響する建替え、改修、建物廃止、解体計画	建替え予定：2030年度以前	B
	建替え予定：2030年度より後	B
	建替え予定：時期未定	B
	空きスペースの改修予定：2030年度以前	B
	空きスペースの改修予定：2030年度より後	B
	空きスペースの改修予定：時期未定	B
	建物廃止予定：2030年度以前	C-
	建物廃止予定：2030年度より後	B
	建物廃止予定：時期未定	B
	解体予定：2030年度以前	C-
	解体予定：2030年度より後	B
	解体予定：時期未定	B
	計画なし	A
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	C-
	20 m <sup>2</sup> 以上	A
屋根形状	陸屋根	A
	折板屋根	A
	傾斜屋根（瓦）	B
	傾斜屋根（金属）	A
	スレート屋根（大波スレート除く）	A
	大波スレート屋根	C-

	曲面屋根	B
	テント式屋根	C-
	その他	B
建築物における電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B
	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
太陽光発電設備を設置できない他の要因	ある	C+

○設置可能な敷地の簡易判定基準

各判定項目における判定例レベルの一番低いものを当該敷地の判定結果とする。

判定項目	選択肢	判定レベル
地盤強度・地耐力	設備設置可能と確認	A
	設備設置可能か未確認	B
	設備設置不可	C-
海岸からの距離 ※建物と同じ情報	0m～100m 未満	B
	100m～500m 未満	B
	500m～1km 未満	B
	1km 以上	A
平均積雪量 ※建物と同じ情報	0cm～100cm 未満	A
	100cm～150cm 未満	A
	150cm～200cm 未満	B
	200cm 以上	C-
廃止計画	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度以前	C-
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：2030年度より後	B
	施設全体（敷地含む）の廃止予定：時期未定	B
	計画なし	A
敷地と付随する建築物を合わせた電力使用状況	平日、休日ともに電気を使用している	A
	主に平日のみ電気を使用している	B

	年間通じて電気の使用量が無い、もしくはほとんど無い	C+
	不明	B
空きスペースの面積	20 m <sup>2</sup> 未満	C-
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置の必要はない	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保可能	A
	20 m <sup>2</sup> 以上で柵塀等の設置面積が確保不可	C-
空きスペース全体が年間を通じて日影になるか	なる	C-
	ならない	A
ソーラーカーポート等で建築物の場合、建築基準法の建ぺい率・容積率が足りるか	敷地に導入する太陽光発電は建築物でない	—
	建ぺい率・容積率いずれも足りている	A
	建ぺい率・容積率いずれかが不足する	C-
	建ぺい率・容積率について未確認	B
PV 設置できない他の要因	ある	C+

## 工程表

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030
・ポテンシャルの精緻化	毎年度のFU調査において全建築物及び敷地の調査を行い、継続して導入ポテンシャルを精緻化					
・太陽光発電の導入計画の具体化・精緻化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・詳細な調査を実施（各種書類の保有状況調査）</li> <li>・調査結果を踏まえ、導入場所・時期を検討し、導入計画を具体化</li> </ul>		継続して候補箇所の調査を行い、導入計画を精緻化			
・太陽光発電の導入	具体化した太陽光発電の導入計画に基づき、導入を進める。					
・ペロブスカイト太陽電池等新技术への対応	導入ポテンシャルを検討するとともに、社会実装（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえながら率先導入に向けた検討を実施					

**太陽光発電の設置検討に必要な各種書類の保有状況調査**

(調査対象)

2022年度及び2023年度 FU 調査において建築物の設置可能性が A 又は B 判定の施設 (全 1 件)

(調査結果)

グループ①	構造計算書、電力需要量データ (30分値) 及び単線結線図を全て保有している建築物	1 件
グループ②	構造計算書は保有しているが、電力需要量データ (30分値) もしくは単線結線図のいずれか又は両方を保有していない建築物	0 件
グループ③	構造計算書を施設で保有していない建築物	0 件
グループ④	施設の事情等により、引き続き調査を継続する建築物	0 件
合計		1 件

## 太陽光発電の導入計画（イメージ）

番号	本省・地方支 分部局名	場所	所在地	調査期間	調査結果	導入時期	設備容量 [kW]	備考
1	自治大学校	講堂・体育館棟	東京都立川市緑 町 10-1	調査済	設置可能	2026 年度以降 予定	12.2KW	建築物